

令和2年5月7日		
所 属	こども青少年課	地域産業課
所属長	玉城 友香	三宮 直樹
電 話	06-6423-9996	06-6430-9750

あまっ子お弁当クーポン事業の実施について

1 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う学校の臨時休校期間が長期化している状況を受け、既にネグレクトや生活困窮の家庭に実施している「あまっ子応援弁当緊急事業」（1食 500 円の弁当券を令和2年4月14日から交付）を、生活困窮度の高い家庭（要保護・準要保護）に対する経済的支援及び家事支援として拡充するとともに、売上減少に直面する市内事業者に対する経済的支援にもつなげることを目的に、市内事業者で利用できるお弁当クーポンを交付します。

2 お弁当クーポン券の事業内容

(1) 対象者（裏面に参考資料あり）

尼崎市立小・中学校に在籍する要保護及び準要保護の児童生徒

※教育委員会が実施する就学援助費の支給認定を昨年度に受けていた者、または今年度6月30日までに就学援助費の支給申請を行い、支給認定を受けた者（約7,000人の見込み）

(2) クーポンの金額

4,000円分（※小学校の1か月分の学校給食費の金額4,000円を基に積算）

(3) 配布方法

昨年度の就学援助費の支給認定者については、令和2年5月20日（水）前後を目途に各ご家庭へ郵送します。今年度、新たに就学援助費の支給申請をする者については、教育委員会事務局において審査後、すみやかに各ご家庭へ郵送します。

(4) 利用できる市内事業所

食品衛生法上の飲食店営業の許可を受け、本市と本事業に係る書面を交わした市内事業所

(5) 利用期間

令和2年5月20日前後から令和2年7月31日まで

3 市内事業所の募集等

関係団体にお弁当の提供が可能な事業者の情報提供を依頼するとともに、次のとおり募集します。

(1) 募集対象

ア 市内に事業所があるお弁当店

イ 飲食店や仕出し店などでお弁当を店先等で販売できる店 など

(2) 募集期間

令和2年5月7日から開始。今後、本市ホームページ等で順次詳細を発表します。

(3) 登録方法

書面での申請（郵送、メール、FAX可。送付先等は裏面のとおりに。）とします。今後、本市ホームページ等で順次詳細を発表します。

4 事業費

33,720 千円

(主な内訳：クーポン券負担金 28,000 千円、郵送料等 3,342 千円、クーポン券等作成経費 1,278 千円)

以 上

【参考資料】「就学援助費」について

就学援助費とは、経済的な理由で小学生や中学生を持つ保護者に対し、学用品費、新入学学用品費、修学旅行費、学校給食費などが支給される制度。支給対象者は、要保護としての生活保護受給、準要保護として児童扶養手当受給、世帯の所得合計が基準額以下、或いは生計維持者の死亡や失業など特別事情がある場合で、教育委員会へ申請書を提出して審査を受ける必要があります。

<参考：令和2年3月時点の就学援助費認定人数>

	要保護 (生活保護受給)	準要保護 (生活保護に準ず る生活困窮者)	合 計	全児童生徒数に占める割合 <昨年度の児童生徒数> 小：21,235 人 中：9,370 人
小学生	668 人	3,739 人	4,407 人	20.8%
中学生	402 人	1,847 人	2,249 人	24.0%
合 計	1,070 人	5,586 人	6,656 人	21.7%

【問い合わせ先等】

	クーポンの利用に関すること	事業者の登録等に関すること
担当課	尼崎市 こども青少年局 こども青少年部 こども青少年課	尼崎市 経済環境局 経済部 地域産業課
所在地	〒661-0974 尼崎市若王寺2丁目18番5号 あまがさき・ひと咲きプラザ内アマブラリ3階	〒660-0876 尼崎市竹谷町2丁目183番地 出屋敷リベル3階
電 話	06-6423-9996	06-6430-9750
F A X	06-6409-4355	06-6430-7655
メール	ama-kodomoseisyounen@city.amagasaki.hyogo.jp	ama-sangyou@city.amagasaki.hyogo.jp

あまっ子お弁当クーポン取扱店募集のお知らせ

尼崎市では、小・中学生に配布する「お弁当クーポン」にご対応いただける事業者を募集しています。クーポンを持参した方にお弁当を販売していただき、クーポンを後日、市が精算する制度です。(実施期間:5月20日頃から7月末まで)

【募集対象】

- ア 市内に事業所があるお弁当店
- イ 飲食店や仕出し店などでお弁当を店先等で販売できる店

【募集期間】

令和2年6月30日(火) 17時30分まで
(クーポンの使用可能期間は令和2年7月31日まで)

あまっ子お弁当クーポン

検索



【登録方法】

様式1をご提出下さい (様式1:あまっ子お弁当クーポン取扱事業者登録申請書)

郵送、メール、FAXでのお申し込みが可能です。速やかに審査を行い、ご連絡します。

様式は市ホームページからダウンロードできます。「あまっ子お弁当クーポン」で検索して下さい。

【その他】

- ・食品衛生法などの法令等に基づく定める営業許可が必要です。詳細はお問い合わせ下さい。
- ・クーポンの対象は「お弁当」とし、菓子類等は対象外として下さい。
- ・クーポン券の使用に対して釣り銭を渡さず、不足分を現金で受け取るようにして下さい。
(例:450円の場合は、クーポン5枚ではなく、クーポン4枚と現金50円を受け取って下さい)
- ・あまっ子お弁当クーポンの利用可能店舗であることを示すチラシ等を掲示していただきます。

《あまっ子お弁当クーポン事業の概要》

1. 事業概要 市内約7千人の小・中学生に、一人4,000円分のクーポンが支給され、使用されます。
2. クーポン クーポンの額面は1枚100円です。必要な枚数を店舗で切り取り、商品と交換して下さい。
3. 利用期間 クーポンの利用期間は、令和2年5月20日前後から7月31日までです。
4. 精算方法 クーポンを精算用の台紙にのり付けし、あらかじめ配布するレターパックに入れて下記、地域産業課へお送りください。クーポンが市に到着した日に合わせて精算いたします。
5. 精算時期 令和2年5月から8月までの各月において
 - ① 1日から15日までに到着したもの → 同月31日に精算
 - ② 16日から31日までに到着したもの → 翌月15日に精算(精算の最終締切は令和2年8月31日到着まで。複数回の精算も可能です。)

【クーポンの利用に関すること】

〒661-0974
尼崎市若王寺2丁目18番5号 アマブラリ 3階
尼崎市 こども青少年局 こども青少年課
電話: 06-6423-9996
ファクス: 06-6409-4355
メール: ama-kodomoseisyounen@city.amagasaki.hyogo.jp

【事業者の登録に関すること】

〒660-0876
尼崎市竹谷町2丁目183番地 出屋敷リベル3階
尼崎市 経済環境局 地域産業課
電話: 06-6430-9750
ファクス: 06-6430-7655
メール: ama-sangyou@city.amagasaki.hyogo.jp